

法学部

I	教育の水準	教育 7-2
II	質の向上度	教育 7-4

I 教育の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点1-1「教育実施体制」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 国際化を促進する取組として、外国人教員による授業のほか、「教育の質向上プログラム」により国際的科目の充実と交換留学の促進している。
- 教育体制の改善・改革のために外部の委員を選任し、学外関係者の視点による評価を2年に一度行っている。英語による教育科目の充実、学生派遣を含む国際交流の活性化に対する指摘を受け、ミュンヘン大学（ドイツ）との共同シンポジウムへ学生を派遣するなど、改善へ向けた取組を組織的に行っている。

観点1-2「教育内容・方法」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 新入生を対象に、裁判官、検察官、弁護士等の実務家を講師として招き、法律学の入門的な授業、模擬裁判を行うLP（ロー&プラクティス）セミナー、新聞記者を講師とした寄附講座「分権型社会論演習」等を実施している。
- 平成24年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された事業では、ASEAN諸国の大学との学生交流を推進しており、平成24年度から平成26年度の派遣学生数は合計119名、受入学生数は合計56名となっている。

以上の状況等及び法学部の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点2-1「学業の成果」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 平成26年度入学生の平均単位修得率は89.9%となっており、平成19年度から平成23年度入学生の標準修業年限内の卒業率は平均81.4%となっている。
- 平成23年度のミュンヘン大学との共同シンポジウムにおいて、学生4名が英語発表を行っており、また、平成25年度にU.S. Japan Research Institute（米国）が開催するセミナーにおいて、学生2名が研究成果報告等を行っている。

- 平成 24 年度には紛争管理論ゼミナールの学生が、小学生を対象とする紛争管理講習を京都市内の小学校で行い、京都市教育委員会から表彰されたほか、平成 25 年度には法律相談部の学生が第 63 回全日本学生法律討論会において総合優勝するなどの実績がある。

観点 2 - 2 「進路・就職の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 平成 22 年度から平成 26 年度における修了生の主な就職先は、地方公務員が合計 179 名、国家公務員が 78 名となっており、地方公務員のうち 76 名が西日本の自治体へ就職している。

以上の状況等及び法学部の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

Ⅱ 質の向上度

1. 質の向上度

〔判定〕 質を維持している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「教育活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- ASEAN 諸国の大学との学生交流を推進しており、平成 24 年度から平成 26 年度の派遣学生数は合計 119 名、受入学生数は合計 56 名となっている。

分析項目Ⅱ「教育成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- ミュンヘン大学との共同シンポジウムにおいて、学生 4 名が英語発表を行っており、また、U.S. Japan Research Institute（米国）が開催するセミナーにおいて、学生 2 名が研究成果報告等を行っている。
- 平成 22 年度から平成 26 年度における修了生の主な就職先は、地方公務員が合計 179 名、国家公務員が 78 名となっており、地方公務員のうち 76 名が西日本の自治体へ就職している。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における教育水準の結果も勘案し、総合的に判定した。